

令和 7 年度
第 1 回 加賀市地域公共交通会議
第 1 回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

日時 令和 7 年 6 月 1 2 日（木）

午前 9 時 3 0 分から

場所 加賀市イノベーションセンター

カンファレンスホール

1 開 会

2 委員紹介

3 会長及び副会長の互選

4 議 事

〔【会議】 ⇒ 地域公共交通会議関連の議事
【協議会】 ⇒ 地域公共交通活性化・再生協議会関連の議事〕

・ 現在の地域交通体系について

（1） 令和 6 年度 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会
事業報告及び歳入歳出決算について【協議会】

（2） 令和 7 年度 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会
事業計画及び歳入歳出予算について【協議会】

（3） 地域公共交通計画の改定について【協議会】

【地域間幹線系統】

・ 計画書の改訂部分について

・ 「広域行政圏の中心市町に準ずる市町村」の認定について

・ 「地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）」にかかる
地域公共交通計画別紙（案）について

【フィーダー系統】

・ 計画書の改訂部分について

・ 「地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」にか
かる地域公共交通計画別紙（案）について

（4） 加賀市地域公共交通利便増進実施計画の策定について【協議会】

（5） 乗合タクシーへの定期券及び顔パスシステムの試験導入について【会議】

（6） キャンバス停留所について【協議会】

5 報 告

6 閉 会

令和 7 年度

第 1 回 加賀市地域公共交通会議

第 1 回 加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

資 料

日時：令和 7 年 6 月 1 2 日（木） 午前 9 時 30 分～

議事（１）

令和６年度加賀市地域公共交通活性化・再生協議会 事業報告及び歳入歳出決算について

令和６年度事業報告

事業名	概要
1 公共交通利用促進啓発支援事業 ・小学生向け路線バス体験教室	小学生向け路線バス体験教室 路線バスに乗るきっかけを提供し利用方法等を学んでもらうことにより、路線バスを日常生活における移動手段の一つとして認識してもらい、愛着を持ってもらうことを目的に実施
2 公共交通利用促進事業	(１) 路線バスや乗合タクシーの運行経路やダイヤなどを掲載したパンフレット「加賀市の公共交通ご利用ガイド」を作成し、市内の全世帯や３高校などに配布をして利用促進を図る目的で実施 R6 年度は、８月から乗合タクシーの運行に AI オンデマンドを導入したため、そのタイミングに合わせて、パンフレットも刷新した。そのため４月と８月に２回作成した。 パンフレット作成時には、音訳・点訳したものも作成し、対象者に配付した (２) 乗合タクシーへの AI オンデマンド導入に向けた実証事業を実施（R6.3.27～R6.7.31）し、本格運行に移行 (３) 地域公共交通利便増進実施計画策定調査 地域公共交通利便増進実施計画の策定に向けた調査を実施し、計画案を作成した。

令和6年度歳入歳出決算

(歳 入)

(単位：円)

科目	決算額	摘要
1 繰越金	5,536,177	前年度繰越金(R6,7 未までの委託事業に係る費用の支払いのため繰越したもの)
繰越金	5,536,177	
2 負担金	7,679,204	加賀市負担金
負担金	7,679,204	
3 補助金	11,802,000	国土交通省補助金 石川県補助金
補助金	10,757,000	
	1,045,000	
4 諸収入	399	預金利子
諸収入	399	
歳入計	25,853,780	

(歳 出)

(単位：円)

科目	決算額	摘要
1 事業費	25,839,021	公共交通利用促進啓発支援事業費 小学生向けバス教室 99,000 公共交通利用促進事業費 公共交通パンフレット作成 2,502,720 AI オンデマンド導入実証事業費 21,514,251 公共交通パンフレット音訳・点訳 51,050 地域公共交通利便増進実施計画策定調査 1,672,000
事業費	99,000	
	25,740,021	
2 予備費	7,220	
予備費	7,220	
歳出計	25,846,241	

歳入決算額 25,853,780 円－歳出決算額 25,846,241 円＝差引残額 7,539 円(繰越)

議事（２）

令和７年度加賀市地域公共交通活性化・再生協議会 事業計画及び歳入歳出予算について

令和７年度事業計画

（単位：千円）

事業名	概要
1 公共交通利用促進啓発支援事業 ・小学生向け路線バス体験教室	小学校の児童を対象に、路線バスの乗り方や車内でのマナーを学ぶ教室を実施。
2 公共交通利用促進パンフレット作成	市内の公共交通の運行経路やダイヤなどを掲載したパンフレットを作成し、全世帯や各施設に配付、設置する。

令和7年度歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

科目	予算額	摘要
1 負担金 負担金	1,742 1,742	加賀市負担金 1,742
2 補助金 補助金	1,050	石川県補助金 1,050
3 諸収入 諸収入	0 0	預金利子
4 前年度繰越金 前年度繰越金	8 8	
歳入計	2,800	

(歳 出)

(単位：千円)

科目	予算額	摘要
1 事業費 事業費	2,800 200 2,600	公共交通利用促進啓発支援事業費 小学生向け路線バス体験教室 200 公共交通利用促進事業費 公共交通パンフレット作成 2,600
2 予備費 予備費	0 0	
歳出計	2,800	

議事（３）

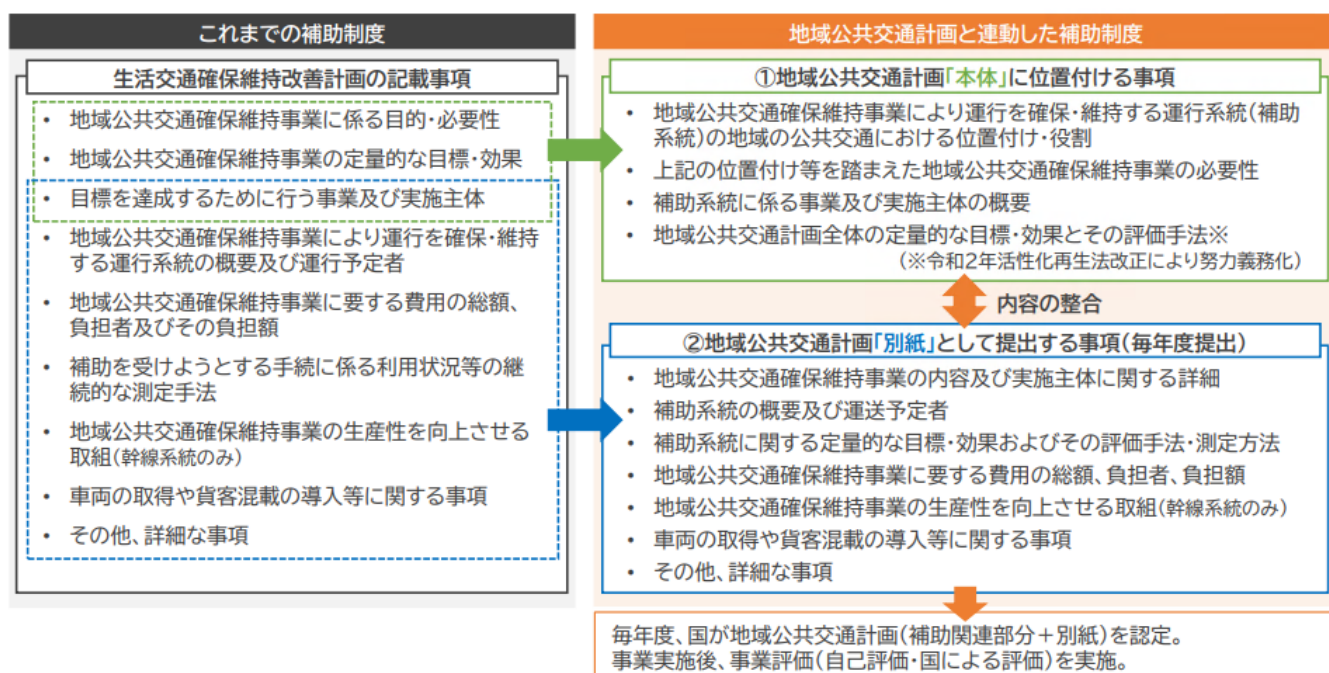
地域公共交通計画の改訂について

◆地域公共交通計画と公共交通に対する補助制度の関係

○国土交通省では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ支援を実施している。従来は、「生活交通確保維持改善計画」を作成し、補助の申請を行っていたが、国の指針により「生活交通確保維持改善計画」に記載していた内容を「地域公共交通計画」及び「地域公共交通計画（別紙）」に記載しなければ、補助を受けることができなくなった。

○加賀市では、令和６年度から国の指針に基づき、「地域公共交通計画」及び「地域公共交通計画（別紙）」に必要事項を記載する運用に変更した。

○計画本体および別紙については、活性化再生法に基づく協議会等において毎年６月末までに協議したうえで、国土交通省に提出する必要がある。



「広域行政圏の中心市町に準ずる市町村」の認定について

◇認定の趣旨

国の要綱上、以下に記載するいずれかにアクセスする系統であることが地域間幹線系統確保維持費国庫補助要件となっている。

①県庁所在地

②国が指定する広域行政圏の中心市町村（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、羽咋市）

③「広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村」として協議会が認定した市町村

→加賀市は③を適用することで、国庫補助対象系統として取り扱うこととする。

議事（３）

「広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村」の認定について

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表１の規定に定める「広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村」について、次の市町を認定することとしたい。

広域圏名	※参考（国指定） （広域行政圏の中心市町村）	認定候補
南加賀広域圏	小松市	加賀市

【認定の考え方】

以下の基本要件を参考にして、公共交通機関の接続・乗入状況や地域特性等を勘案し、総合的に判断する。
（基本要件）

- 1 （昼夜間人口比率） 通勤通学流動から拠点性が高いと認められること（昼夜間人口比率 100%超）
- 2 （医療機関） 総合病院、公的病院といった基幹的医療機関が所在すること
- 3 （教育施設） 高等学校といった広域的に利用される教育施設が所在すること
- 4 （商業施設） 卸売・小売業、飲食店・宿泊業の事業所数等が県内中位以上であること

広域圏名	協議会認定	認定理由	備 考
南加賀	加賀市	・ 基本要件 2～4 を満たす ・ I R いしかわ鉄道が他市町へ接続しており、地域交通における拠点性が高い	昼夜間：97.4% 医療：加賀市医療センター 教育：大聖寺実業高校、大聖寺高校、加賀高校、加賀聖城高校 商業：中位以上（事業所数、人口100人当たりの事業所数） 交通等：I R いしかわ鉄道

※昼夜間人口比率＝昼間人口／夜間人口×100

夜間人口：調査時に調査地に常住している人口

昼間人口：A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

⇒昼夜間人口比率が100を上回っているときは、通勤や通学による流入によって昼間人口が、夜間人口を上回っていることを示しており、拠点性が高いと言える。

広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村の認定について(参考)

広域圏	市 町	国指定	県指定	昼夜率		医療施設		教育施設		商業施設				要件 合致		
				昼夜率が 100%を超え ていること (昼夜率) R2国勢調査		総合病院又は 公的病院が 所在すること (施設数) R7.4.1現在		高校又は高 専が所在す ること (施設数) R6.4.1現在		卸売・小売業、宿泊業・飲食サービ スの事業所数等が県内中位以上で あること						
										事業所数 R3経済センサス		人口100人当たり 事業所数				
奥能登	輪島市	◎		○	100.5%	○	1	○	3	○		606	○	2.896	4	
七尾鹿島	七尾市	◎		○	104.3%	○	2	○	5	○	○	1,196	○	2.580	4	
羽咋郡市	羽咋市	◎			99.9%	○	1	○	3	○		335	○	1.753	3	
石川中央	金沢市	◎		○	107.5%	○	4	○	21	○	○	9,139	○	2.007	4	
南加賀	小松市	◎		○	101.1%	○	1	○	7	○	○	1,812	○	1.739	4	
	加賀市		○		97.4%	○	1	○	4	○	○	1,183	○	1.974	3	
県平均											751		県平均		0.682	

※総合病院について

H10.4.1の医療法改正により、現行法では総合病院の定義はなし

ここでは、H9年度までの旧医療法の定義により抽出した

【総合病院の定義(旧法)】ベッド100床以上(内科、外科、産婦人科(産科又は婦人科含む)、眼科、耳鼻咽喉科を含む)

令和7年6月12日

（名称）加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加賀市においては、人口集中地域や病院・商業施設・学校等の生活関連施設が「多核分散」的に分布する中、IRいしかわ鉄道線が3つの駅を置いて東西に横断し、また、生活路線バスが5路線で運行されている。

平成28年4月の加賀温泉駅前での統合新病院（現 加賀市医療センター）開院に向けて、平成25年に市内の交通体系を見直し、新たな地域交通体系「KAGA あんしんネット」の構築を進めてきた。「KAGA あんしんネット」では、車を運転できない高齢者等の移動手段を確保するため、「幹線ネットワーク」としての生活路線バス及びJRの充実、「面的ネットワーク」としての乗合タクシーの運行、この2本柱で市内の交通体系を整えることとした。

本市の公共交通については、市の玄関口となっている加賀温泉駅と山代・片山津・山中の3つの温泉地区を生活路線バス「温泉山中線（地域間幹線）」、「温泉片山津線（地域内フィーダー系統）」が結んでいる。平成27年3月には、「KAGA あんしんネット」に定める「幹線ネットワーク」の充実として、統合新病院への通院対応のため、「温泉大聖寺線（地域内フィーダー系統）」の新設と「吉崎線（地域内フィーダー系統）」の延伸を行った。官公庁施設や高校がある大聖寺地区へは「山代大聖寺線（地域内フィーダー系統）」も運行する。

キャンバスは、「海まわり線」、「山まわり線」に加えて平成27年4月から「動橋・橋立循環線」（現「片山津・橋立循環線」）を運行し、また、「空港線（地域内フィーダー系統）」が小松空港と片山津温泉・加賀温泉駅を結び、地域住民の貴重な移動手段となっていることに加え、観光振興においても効果があるものとなっている。

さらには、「KAGA あんしんネット」に定める「面的ネットワーク」として、平成27年10月からは、市が実施主体となる「加賀市乗合タクシー」の実証運行を、平成28年4月からは本格運行を市内全域で開始し、生活バス路線やキャンバスの路線から離れている空白域を解消し、市内いずれの地域においても公共交通による移動手段を確保した。

しかし全国的に急速に進行する少子高齢化により、多極分散型の都市構造のために分散する本市の社会インフラの維持はより困難になってきており、市民の生活の質の低下が懸念されることから、スマートシティを目指して先端技術の活用を進めながら多角的に取り組んでいる。

交通分野においては、令和元年にのりあい号の予約システムにより待ち時間を改善したほか、令和6年3月から7月までの期間における実証運行を経て、令和6年8月からは、AIオンデマンド交通システムを本格導入し、公共交通の経済性と利便性の向上に取り組んだ。令和7年度には、「顔認証アプリ（PASS）」を活用した実証を行い、更なる運行の効率化を図る予定としている。

地域公共交通確保維持事業については、加賀市地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの維持・市民の利用環境の改善・観光客等の利用環境の充実・利用促進、情報発信について定めた4つの基本方針に沿って、交通のネットワークの維持改善及び利便性の強化に努め持続可能な地域公共交通を目指すものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

生活路線バスにおいては利用者の減少が続いているが、このような減少傾向に歯止めをかけ、利用者数を維持していく必要があるため、令和8～9年度の間の目標としては、令和元年度比同程度の利用者確保に向けた対策を講じていく。

- ・ 1便あたりの乗車人数を次のとおりとする。

温泉山中線（1日42便） 16人

- ・ 収支率

57%

- ・ 公的負担額

29,574千円

(2) 事業の効果

北鉄加賀バスの運行する路線バスでは、地域間幹線としての「温泉山中線」を維持することにより、高齢者、中・高校生等の日常生活並びに来訪者の観光等での移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

集約型まちづくりを支える効率的な地域公共交通網の形成

(1) 公共交通の持続的運営に向けた取組

- ・ キャンパス路線を見直し、2路線をフィーダー系統地域路線として運行する（事業主体：日本海観光バス）。

(2) 地域の実情等に応じた柔軟な運行

- ・ 模索、検討中につき記載なし

(3) 公共交通間の接続改善

- ・ 公共交通間の円滑なダイヤ接続をめざし改善に努める。（各運行事業者）

新たな技術の導入による便利で快適な利用環境の整備

(1) デジタル活用による最適な利用環境の整備

- ・ デジタルチケットの導入及び普及（実施主体：加賀市、各運行事業者）

(2) 交通結節機能の強化

- ・ 模索、検討中につき記載なし

多様な来街者の周遊を促す利用環境の充実

(1) 回遊性向上に向けた公共交通の見直し

- ・ 各路線バスが加賀温泉駅を結節とした送客の連携に努める（実施主体：北鉄加賀バス・日本海観光バス）

(2) 加賀温泉駅における観光案内機能の強化

- ・ 模索、検討中につき記載なし

地域公共交通を使って支える風土づくり

(1) 公共交通の情報発信の強化

- ・ 公共交通ご利用ガイドの更新（実施主体：協議会）

(2)幅広い世代の市民に向けた乗車機会拡大への取組 ・運転免許証自主返納への乗合タクシーチケットの配布（実施主体：加賀市・加賀市交通安全協会） (3)地域公共交通の事業者支援 ・持続的な維持のため運行事業者への支援を行う。（実施主体：各行政機関）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
(1) 運行系統の概要及び運行予定者 （表 1） のとおり (2) 運行予定期間（国補助対象の期間） R8 年度（R7. 10. 1～R8. 9. 30） R9 年度（R8. 10. 1～R9. 9. 30） R10 年度（R9. 10. 1～R10. 9. 30）
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額について（概要） 参照
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、OD調査等により数値化された指標によるモニタリング・評価を実施する。 ※加賀市地域公共交通計画 69 ページ参照 ・利用者数の評価方法 事業者保有の乗降データにより毎年計測 ・収支率、公的負担額の評価方法 普通会計決算より毎年整理
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
→該当なし。
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
→（表 3） のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
→「別紙 生産性向上の取組」 のとおり。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
→該当なし。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
→該当なし。
(2) 事業の効果
→該当なし。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
→該当なし。
(2) 事業の効果
→該当なし。
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年6月12日開催 令和7年度第1回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会にて合意
19. 利用者等の意見の反映状況

▶平成 25 年から平成 28 年まで、統合新病院開院に向けて、市民の意見等を聞きながら市内の公共交通を見直し、新地域交通体系「K A G A あんしんネット」の構築を行った。

平成 29 年度以降は各事業の改善を図っている。

- ・路線バスの充実
- ・乗合タクシーの運行
- ▶令和元年度における各事業の取り組み
(加賀温泉バス)
 - ・地域公共交通利用者等の意見を反映し、路線バスのダイヤや便数について調整した。
 - (キャンバス片山津・橋立循環線)
 - ・市が実施したバスロケーション情報の公開実験に協力し、利便性向上の効果測定を実施。
 - (乗合タクシー)
 - ・インターネットによる予約受付を開始し、予約締切時刻を出発の 30 分前に短縮した。
 - ・同システムにより走行位置をインターネット経由で確認できるようにした。
 - ・利用者アンケートを実施し集計した。
- ▶令和 2 年度における各事業の取り組み
加賀 MaaS 実証事業
 - ・実験用 MaaS アプリを構築し、新規のデマンドの効果検証を通じてアプリの機能検証と連携体制の調整を進めた。令和 3 年度引き続き改良を進め、令和 4 年にサービス化が完了予定。
- ▶令和 3 年度における各事業の取り組み
 - ・上記 MaaS アプリの改修の他、公共交通計画の作成を行い、標本調査及び利用者アンケートを実施した。
- ▶令和 4 年度における各事業の取り組み
 - ・MaaS アプリのリリースとチケットの販促。利用促進に向けた関係の取り組みを実施。
 - ・キャンバスの路線を再編し、住民利用を見据えた路線に改めた。
- ▶その他、地域公共交通利用者等の意見を反映した利用促進事業に取り組んでいる。
 - ・小学生を対象としたバス教室の実施
 - ・公共交通利用促進パンフレットの作成及び市内全世帯への配布

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地

(所 属) 加賀市政策企画部企画課

(氏 名) 上出 功貴

(電 話) 0761-72-7831

(e-mail) koutsu@city.kaga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実

施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

議事（3）

資料⑥（幹線）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
石川県 加賀市	北鉄加賀バス	温泉山中A	5,403	
	北鉄加賀バス	温泉山中H	6,846	
合 計			12,249	

議事（3）

資料⑦（幹線）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額について（概要）

令和8年度

（単位：千円）

運行予定事業者	運行系統名	費用総額 の見込額 ①	経常収益 の見込額 ②	欠損額 ③	補助対象 経費 ④	国庫補助金 内定申請額 ⑤	欠損額から 国庫補助を 除いた額 ③－⑤	欠損額から国庫補助を 除いた額に対する負担額		
				①－②				石川県	加賀市	事業者
北鉄加賀バス	温泉山中A	34,304	15,794	20,385	10,805	5,402.0	14,983.0	5,402.0	7,664.0	1,917
北鉄加賀バス	温泉山中H	30,425	16,671	15,417	13,691	6,845.0	8,572.0	6,845.0	1,381.0	346

議事（3）

資料⑧（幹線）

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都 道 府 県 名	広 域 行 政 圏 名	市 町 村 名	指 定 の 理 由
石川県	南加賀	加賀市	総合病院、高校が所在し、商業施設の集積が県内中位以上。IRいしかわ鉄道が他市町へ接続しており、地域交通における拠点性は高い。

令和７年６月１２日
（名称）加賀市公共交通活性化地域協議会

生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

下記の内容は、実現可能性を含め、今後検討を行うものである。

（２）事業者名：北鉄加賀バス株式会社

系統名：温泉山中Ａ系統

運行区間：加賀温泉駅～河南～山中温泉

系統名：温泉山中Ｈ系統

運行区間：加賀温泉駅～河南～栢野

①取組内容

- ・他公共交通機関と連携のとれた利便性の高いダイヤ設定及びダイヤ変更の周知
- ・観光周遊企画乗車券への参画継続（ＥＣＯ乗りクーポン、デジタル乗車券）
- ・路線沿線の小学生の通学定期券補助
- ・モビリティマネジメントの実施（路線沿線の小学校での「路線バスふれあい教室」の開催）
- ・キャッシュレス決済の拡充（北陸鉄道グループＩＣカード、クレジットカードによるタッチ決済をさらに拡充）

②実施主体

北鉄加賀バス（株）、北陸鉄道（株） 加賀市、（一社）加賀市観光交流機構

③効果目標

上記取組を実施することにより収支率の対前年１％以上の増加を目標とする

④スケジュール

- ・他公共交通機関と連携のとれた利便性の高いダイヤ設定及びダイヤ変更の周知
 - R7.5 利用実態調査
 - R8.3 ダイヤ改正
 - R8.4 加賀市全戸に「公共交通ご利用ガイド（加賀市内の公共交通機関の時刻表）」を配布
- ・観光周遊企画乗車券への参画継続（ＥＣＯ乗りクーポン、デジタル乗車券）
 - R8年度も引き続き連携
- ・路線沿線の小学生の通学定期券補助
 - R7.4～R8.3 実施
- ・モビリティマネジメントの実施（路線沿線の小学校での「路線バスふれあい教室」の開催）
 - R8.7～R8.12 実施
- ・キャッシュレス決済の拡充（北陸鉄道グループＩＣカード、クレジットカードによるタッチ決済の柔軟かつ迅速な展開を実施）
 - R8.4～R9.3 実施

議事（3）

資料⑩（フィーダー）

令和7年6月12日

（名称）加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加賀市においては、人口集中地域や病院・商業施設・学校等の生活関連施設が「多核分散」的に分布する中、IRいしかわ鉄道線が3つの駅を置いて東西に横断し、また、生活路線バスが5路線で運行されている。

平成28年4月の加賀温泉駅前での統合新病院（現 加賀市医療センター）開院に向けて、平成25年から市内の交通体系を見直し、新たな地域交通体系「KAGAあんしんネット」の構築を進めてきた。「KAGAあんしんネット」では、車を運転できない高齢者等の移動手段を確保するため、「幹線ネットワーク」としての生活路線バス及びJRの充実、「面的ネットワーク」としての乗合タクシーの運行、この2本柱で市内の交通体系を整えることとした。

本市の公共交通については、市の玄関口となっている加賀温泉駅と山代・片山津・山中の3つの温泉地区を生活路線バス「温泉山中線（地域間幹線）」、「温泉片山津線（地域内フィーダー系統）」が結んでいる。平成27年3月には、「KAGAあんしんネット」に定める「幹線ネットワーク」の充実として、統合新病院への通院対応のため、「温泉大聖寺線（地域内フィーダー系統）」の新設と「吉崎線（地域内フィーダー系統）」の延伸を行った。官公庁施設や高校がある大聖寺地区へは「山代大聖寺線（地域内フィーダー系統）」も運行する。

キャンバスは、「海まわり線」、「山まわり線」に加えて平成27年4月から「動橋・橋立循環線」（現「片山津・橋立循環線」）を運行し、また、「空港線（地域内フィーダー系統）」が小松空港と片山津温泉・加賀温泉駅を結び、地域住民の貴重な移動手段となっていることに加え、観光振興においても効果があるものとなっている。

さらには、「KAGAあんしんネット」に定める「面的ネットワーク」として、平成27年10月からは、市が実施主体となる「加賀市乗合タクシー」の実証運行を、平成28年4月からは本格運行を市内全域で開始し、生活バス路線やキャンバスの路線から離れている空白域を解消し、市内いずれの地域においても公共交通による移動手段を確保した。

しかし全国的に急速に進行する少子高齢化により、多極分散型の都市構造のために分散する本市の社会インフラの維持はより困難になってきており、市民の生活の質の低下が懸念されることから、スマートシティを目指して先端技術の活用を進めながら多角的に取り組んでいる。

交通分野においては、令和元年にのりあい号の予約システムにより待ち時間を改善したほか、令和6年3月から7月までの期間における実証運行を経て、令和6年8月からは、AIオンデマンド交通システムを本格導入し、公共交通の経済性と利便性の向上に取り組んだ。令和7年度には、「顔認証アプリ（PASS）」を活用した実証を行い、更なる運行の効率化を図る予定としている。

地域公共交通確保維持事業については、加賀市地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの維持・市民の利用環境の改善・観光客等の利用環境の充実・利用促進、情報発信について定めた4つの基本方針に沿って、交通のネットワークの維持改善及び利便性の強化に努め持続可能な地域公共交通を目指すものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

生活路線バスにおいては利用者の減少が続いているが、このような減少傾向に歯止めをかけ、利用者数を維持していく必要があるため、令和8～9年度の間の目標としては、令和元年度比同程度の利用者確保に向けた対策を講じていく。

※加賀市地域公共交通計画67ページ参照

令和8～9年度においてフィーダー系統を維持確保することにより、自動車を運転できない高校生や高齢者の移動手段を確保し、バス以外の移動手段がない地域でも、通学や通院などの日常生活が問題なく送れるようにする。

1便あたりの乗車人数を次のとおりとする。

温泉片山津線（1日10便）	12人
山代大聖寺線（1日8便）	8人
温泉大聖寺線（1日8便）	5人
吉崎線（1日8便）	11人
キャンバス「海まわり線」	（1日4便） 8人
キャンバス「小松空港線」	（1日5便） 5人
加賀市乗合タクシー	1日 45人

・収支率

温泉片山津線	35%
山代大聖寺線	62%
温泉大聖寺線	16%
吉崎線	33%
キャンバス「海まわり線」	20%
キャンバス「小松空港線」	48%
加賀市乗合タクシー	20%

・公的負担額

温泉片山津線	14,009千円
山代大聖寺	4,181千円
温泉大聖寺線	9,657千円
吉崎線	10,609千円
キャンバス「海まわり線」	14,689千円
キャンバス「小松空港線」	13,695千円
加賀市乗合タクシー	89,223千円

（2）事業の効果

北鉄加賀バスの運行する路線バスでは、地域間幹線としての「温泉山中線」、地域内フィーダー系統としての「温泉片山津線」、「山代大聖寺線」、「吉崎線」及び「温泉大聖寺線」を維持することにより、3温泉地区及び大聖寺・塩屋・作見地区における高齢者、中・高校生等の日常生活並びに来訪者の観光等での移動手段が確保される。

また、従来観光周遊路線バスとして運行してきたキャンバスの路線を大きく改め、地域住民が日常生活に利用できる路線として、「海まわり線」「小松空港線」の2路線をフィーダー系統として運行する。このことにより、市民・観光客の移動手段が強化される。

「加賀市乗合タクシー」では、生活バス路線から離れている地域の高齢者等の移動手段が確保される。

これらの交通手段が結節することにより、効果的かつ効率的な地域交通体系を実現できるとともに、更には、人の流れが活発になることによる地域活性化の効果も生まれる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

集約型まちづくりを支える効率的な地域公共交通網の形成

(1)公共交通の持続的運営に向けた取組

・キャンパス路線を見直し、2路線をフィーダー系統地域路線として運行する（事業主体：日本海観光バス）。

(2)地域の実情等に応じた柔軟な運行

・模索、検討中につき記載なし

(3)公共交通間の接続改善

・公共交通間の円滑なダイヤ接続をめざし改善に努める。（各運行事業者）

新たな技術の導入による便利で快適な利用環境の整備

(1)デジタル活用による最適な利用環境の整備

・デジタルチケットの導入及び普及（実施主体：加賀市、各運行事業者）

・顔パスアプリの導入による効率的な乗車環境の整備（実施主体：加賀市、運行事業者）

(2)交通結節機能の強化

・模索、検討中につき記載なし

多様な来街者の周遊を促す利用環境の充実

(1)回遊性向上に向けた公共交通の見直し

・各路線バスが加賀温泉駅を結節とした送客の連携に努める（実施主体：北鉄加賀バス・日本海観光バス）

(2)加賀温泉駅における観光案内機能の強化

・模索、検討中につき記載なし

地域公共交通を使って支える風土づくり

(1)公共交通の情報発信の強化

・公共交通ご利用ガイドの更新（実施主体：協議会）

(2)幅広い世代の市民に向けた乗車機会拡大への取組

・運転免許証自主返納への乗合タクシーチケットの配布（実施主体：加賀市・加賀市交通安全協会）

(3)地域公共交通の事業者支援

・持続的な維持のため運行事業者への支援を行う。（実施主体：各行政機関）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

(1) 運行系統の概要及び運行予定者 （表1）のとおり

(2) 運行予定期間（国補助対象の期間）

R8年度（R7.10.1～R8.9.30）

R9年度（R8.10.1～R9.9.30）

R10年度（R9.10.1～R10.9.30）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 加賀市生活バス路線維持等対策事業補助金交付要綱に定める路線であって、維持を図る路線については、「(補助対象経常費用－運送収入、運送雑収入及び営業外収益)の80%」＋「補助対象期間中の運行実績による平均乗車密度×補助対象期間中の片道運行回数×500円×20%×乗車密度改善係数×運行便数改善係数」の額から国庫及び県補助金を差し引いた差額分を市が負担している。 加賀市生活バス路線維持等対策事業補助金交付要綱に定める路線であって、実証運行を行う路線については、「経常費用－経常収益」の額から国及び県補助金を差し引いた差額分を市が負担している。 その他の路線については「経常費用－経常収益」の額から国及び県補助金を差し引いた差額分を運行事業者が負担している。 補助系統の運行に要する総額 温泉片山津線 20,660千円 山代大聖寺 10,178千円 温泉大聖寺線 11,570千円 吉崎線 17,824千円 キャンバス「海まわり線」 11,975千円 キャンバス「小松空港線」 14,523千円 加賀市乗合タクシー 89,223千円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、OD調査等により数値化された指標によるモニタリング・評価を実施する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
→該当なし。
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
→該当なし。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
→該当なし。

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
→表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
→該当なし。
(2) 事業の効果
→該当なし。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
→該当なし。
(2) 事業の効果
→該当なし。
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
→該当なし。
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年6月12日開催 （令和7年度第1回加賀市地域公共交通活性化・再生

協議会) 事業内容及び地域内フィーダー系統確保維持計画等について協議、合意

19. 利用者等の意見の反映状況

▶平成 25 年から平成 28 年まで、統合新病院開院に向けて、市民の意見等を聞きながら市内の公共交通を見直し、新地域交通体系「KAGA あんしんネット」の構築を行った。

平成 29 年度以降は各事業の改善を図っている。

- ・路線バスの充実
- ・乗合タクシーの運行
- ▶令和元年度における各事業の取り組み
(加賀温泉バス)
 - ・地域公共交通利用者等の意見を反映し、路線バスのダイヤや便数について調整した。
 - (キャンバス片山津・橋立循環線)
 - ・市が実施したバスロケーション情報の公開実験に協力し、利便性向上の効果測定を実施。
 - (乗合タクシー)
 - ・インターネットによる予約受付を開始し、予約締切時刻を出発の 30 分前に短縮した。
 - ・同システムにより走行位置をインターネット経由で確認できるようにした。
 - ・利用者アンケートを実施し集計した。
- ▶令和 2 年度における各事業の取り組み
加賀 MaaS 実証事業
 - ・実験用 MaaS アプリを構築し、新規のデマンドの効果検証を通じてアプリの機能検証と連携体制の調整を進めた。令和 3 年度引き続き改良を進め、令和 4 年にサービス化が完了予定。
- ▶令和 3 年度における各事業の取り組み
 - ・上記 MaaS アプリの改修の他、公共交通計画の作成を行い、標本調査及び利用者アンケートを実施した。
- ▶令和 4 年度における各事業の取り組み
 - ・MaaS アプリのリリースとチケットの販促。利用促進に向けた関係の取り組みを実施。
 - ・キャンバスの路線を再編し、住民利用を見据えた路線に改めた。
- ▶その他、地域公共交通利用者等の意見を反映した利用促進事業に取り組んでいる。
 - ・小学生を対象としたバス教室の実施
 - ・公共交通利用促進パンフレットの作成及び市内全世帯への配布

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

(所 属) 加賀市政策企画部企画課

(氏 名) 上出 功貴

(電 話) 0761-72-7831

(e-mail) koutsu@city.kaga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

別 紙

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
加賀市	北鉄加賀バス(株)	(1) 温泉片山津線H	加賀温泉駅	石川病院	加賀温泉駅	往 13.4km 「循環」	365日	1825回			路線定期運行	①	加賀温泉駅で地域 間幹線系統 温泉 山中線に結節	③
	北鉄加賀バス(株)	(2) 山代大聖寺線C	山代温泉東口	上河崎	大聖寺駅前	往 6.4km 復 6.4km	238日	357回			路線定期運行	①	山代温泉東口で地 域間幹線系統 温 泉山中線に結節	③
	北鉄加賀バス(株)	(3) 温泉大聖寺線A	加賀温泉駅	大聖寺駅前	かがみ高原プラザ	往 9.6km 復 9.6km	365日	1396.5回			路線定期運行	①	加賀温泉駅で地域 間幹線系統 温泉 山中線に結節	③
	北鉄加賀バス(株)	(4) 吉崎線	加賀温泉駅	大聖寺駅前	塩屋	往 14km 復 14km	365日	1395.5回			路線定期運行	①	加賀温泉駅で地域 間幹線系統 温泉 山中線に結節	③
	日本海観光バス(株)	(5) キャンパス海まわり線	加賀温泉駅	橋立漁港	加賀温泉駅	往 34.7km 「循環」	365日	1460回			路線定期運行	①	加賀温泉駅で地域 間幹線系統 温泉 山中線に結節	③
	日本海観光バス(株)	(6) キャンパス小松空港線	小松空港	片山津温泉駅	加賀温泉駅	往 16.8km 復 16.8km	365日	1464回			路線定期運行	①	加賀温泉駅で地域 間幹線系統 温泉 山中線に結節	③
	日本海観光バス(株)	(7) キャンパス小松空港線(ショート)	加賀温泉駅	ゆのくにの森	那谷寺	往 16.3km 復 16.3km	365日	365回			路線定期運行	①	加賀温泉駅で地域 間幹線系統 温泉 山中線に結節	③
	加賀第一交通(株)	(8) 乗合タクシー		加賀市内		往 km 復 km	183日	183回			区域運行	①	加賀温泉駅で地域 間幹線系統 温泉 山中線に結節	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

議事（3）

資料⑫（フィーダー）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	加賀市
-------	-----

（単位：人）

	人 口
人口集中地区以外	50443
交通不便地域等	9574

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7207	山中温泉区	過疎地域
3351	三谷村、東谷口村、西谷村、 東谷奥村	山村振興
984	（重複）	

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
加賀市地域公共交通計画	令和4年4月1日	令和5年度

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

議事（４）

加賀市地域公共交通利便増進実施計画の策定について

１．目的

路線バス、乗合タクシー、タクシー、加賀市版ライドシェアといった市内の公共交通役割分担を明確化し、効率よく活用するための地域公共交通利便増進実施計画を策定することで、市民、来訪者の移動の自由を確保する。

２．概要

（１）概要

市内の公共交通手段を効率的に組み合わせるとともに、路線・ダイヤの見直しなど、利用者の利便の増進に資するための計画を作成する。

（２）実施主体

加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

※本事業は、令和６年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業））の採択を得て、調査を実施し、計画案を作成したものです。本事業の実施主体は各地域公共交通活性化・再生協議会とされています。

３．効果

本計画策定により、国のフィーダー補助の上限が緩和され、路線バス等のフィーダー路線の維持に係る市の財源負担の軽減につながる。

乗合タクシーへの定期券及び顔パスシステムの試験導入について

１．経緯

乗合タクシーに定期運賃（定期券）を導入し、子どもや高齢者の移動の自由を確保することで、子育て世代の送迎の負担軽減や高齢者の外出機会の確保、増加によるフレイル予防など、生活の質の向上を図る。

定期券の導入に併せて、乗合タクシーの乗車時に「顔パス※」による認証システムを導入する。チケットレスでの乗車によって、乗降車にかかる時間の短縮を図り、利用が集中する時間帯であっても利用者が希望する時間で利用が可能となるような運行体制の構築を目指すもの。今回は、国の補助金を活用して、実証運行として、実施するもの。

※屋内公園（かがにこにこパーク）、医療センター、災害時に開設される避難所の受付にすでに導入されているシステムであって、マイナンバーカードを用いた公的個人認証と顔認証を紐づけることで、各種サービスを「顔パス」で利用できるもの

２．概要

①定期券情報

- ・ 価 格：１枚３，０００円
 - ・ 有効期間：購入した日から１ヵ月間
 - ・ 対 象 者：小中高生及び７０才以上の高齢者
 - ・ 販売期間：令和７年６月２６日から令和７年９月３０日まで
- ※９月中に定期券を購入した場合でも有効期限は、９月３０日までとする。
※今後の定期券の取り扱いは、改めて分科会を開催し、調整いたします。

②顔パスシステムの導入

スケジュール	令和７年７月 １日	実証運行開始
	令和７年９月３０日	実証運行終了

議事（６）

キャンバス停留所について

１．概要

キャンバス海まわり線、小松空港線の「中谷宇吉郎雪の科学館」の停留所を、キャンバス片山津・橋立循環線「中谷宇吉郎雪の科学館前」の停留所に統合する。

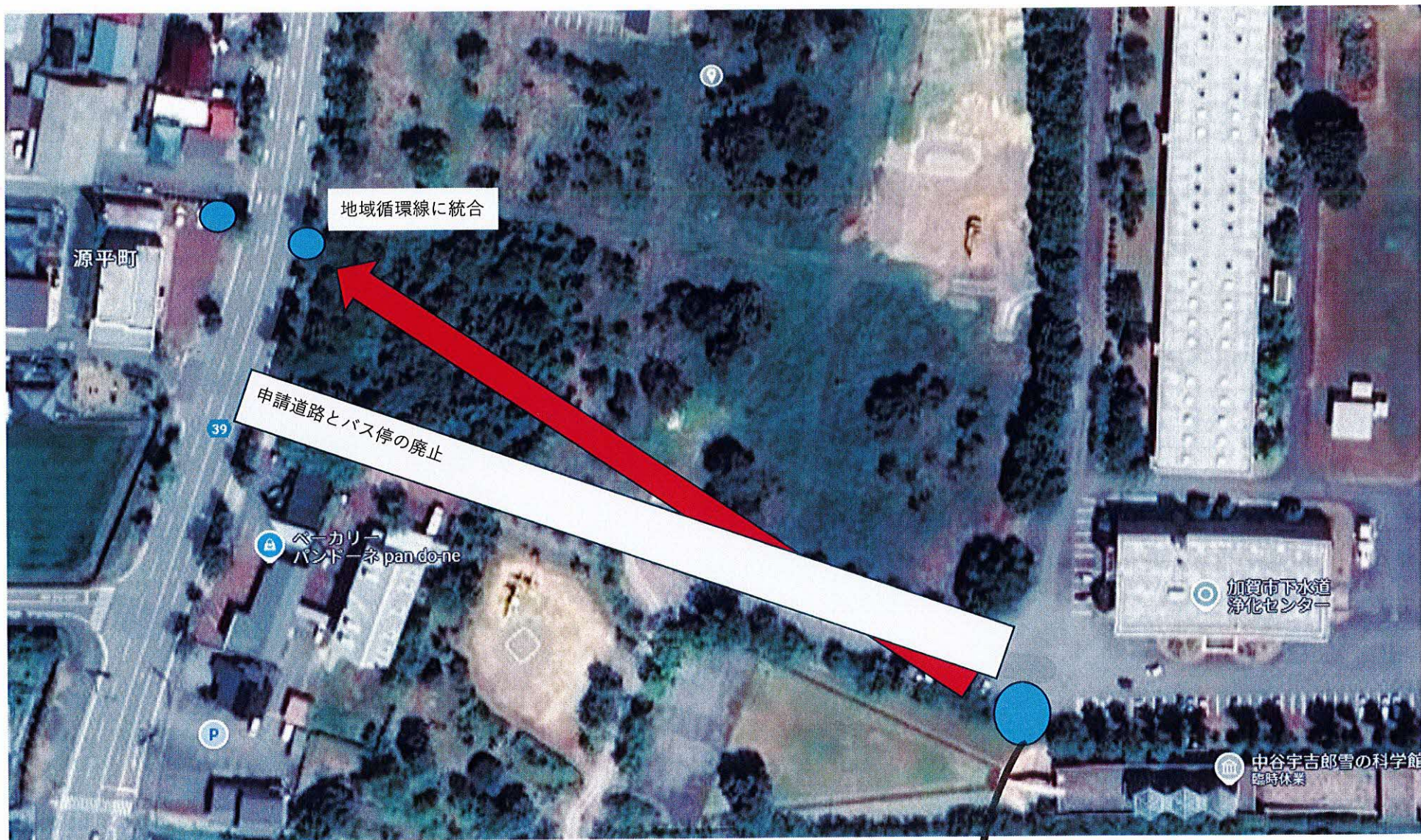
※場所の詳細は別紙のとおり

２．理由

「中谷宇吉郎雪の科学館」が、令和６年能登半島地震による施設被害復旧工事のため、令和７年４月～令和８年３月３１日（終期は予定）の期間において、休館していること及び片山津の湖畔公園の開発工事等が予定されており、キャンバス海まわり線、小松空港線の「中谷宇吉郎雪の科学館」の停留所が使用できないため。

３．時期

協議会で承認され、運輸支局で認可が下り次第。

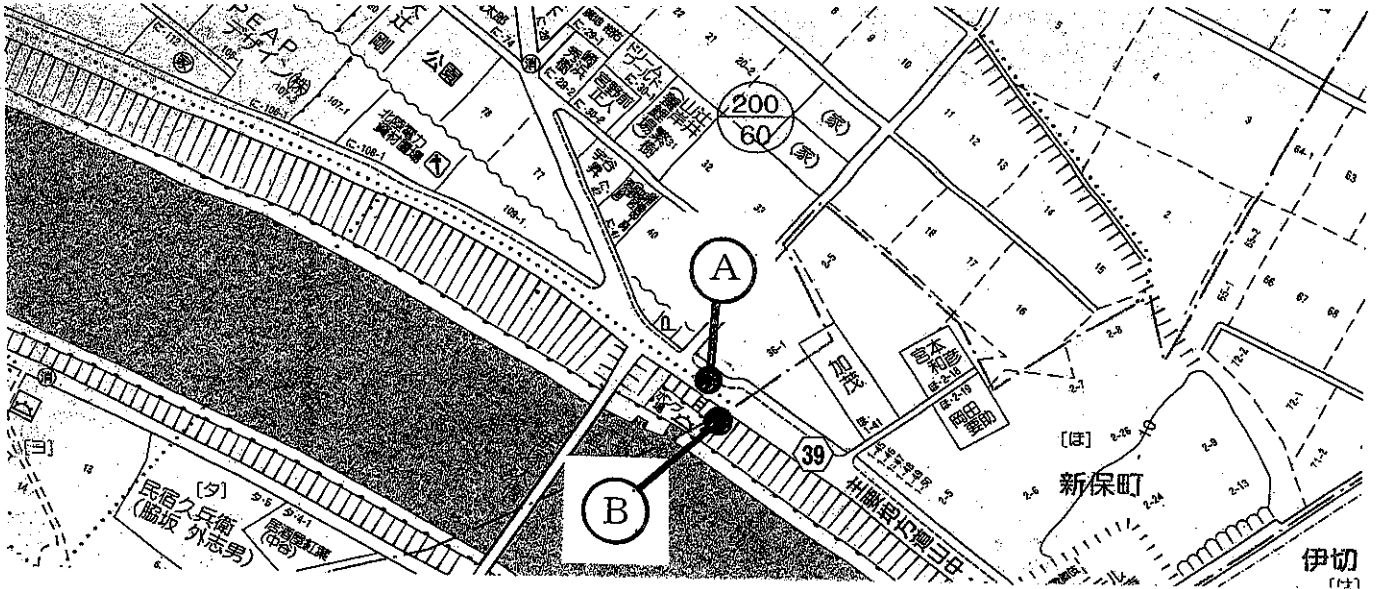


竹
篠原町 1106

9 雪の科学館

(3) 新設路線及び新設停留所

系統名	新設バス停名	住 所
第2-D系統	伊切	A 石川県加賀市伊切町に36-1 B 石川県加賀市伊切町に36



(4) 新設路線及び移設停留所

系統名	移設バス停名	住 所
第2-D系統 (こしらと統合する)	中谷宇吉郎雪の科学館前	A 石川県加賀市源平町51 B 石川県加賀市篠原町646

